

(1) 情報の収集

- ①麻しんを発症した児童生徒・職員に関する情報（症状や発症日など）
- ②学校に在籍する児童生徒・職員の健康状態に関する情報
欠席者を把握し、その欠席理由として麻しんと診断されているものの有無を確認する。
また、欠席していなくても発熱、発しん、せき、鼻水、目の充血等、麻しんを疑わせる症状を有する者が他にいないかを把握する。
- ③当該児童生徒・職員の発症後、教室や体育館など閉鎖空間を共有した可能性のある児童生徒・職員の把握及びその健康状態に関する情報
- ④近隣地域での麻しん発症に関する情報
- ⑤在籍する児童生徒・職員の麻しんの免疫状態に関する情報（1-2、1-3による情報）
1-2、1-3の情報収集が不十分な場合には、至急、在籍する児童生徒・職員の麻しん罹患及び予防接種に関する情報を収集する。

(2) 児童生徒及び保護者への情報提供

当該学校に在籍する児童生徒及び保護者に対して、次の情報を提供する。

- ①当該学校の在籍者に麻しん患者が発生したこと（患者の発症日や立ち寄った場所などについても把握し次第、提供する）。
- ②発症した児童生徒・職員と閉鎖空間を共有するなど感染の可能性のある児童生徒・職員は、登校・出勤前に検温を行う必要があること。
 - 検温の結果、37.5℃以上の発熱を認めた場合は、麻しん発症の可能性があるため、理由を報告の上学校を欠席し、医療機関を速やかに受診する必要があること。
 - 麻しんまたはその疑いがあるとされた場合、速やかにその事実を学校等に連絡すること。（学校長は学校保健法に基づき出席停止の措置をとることができる）
 - 医療機関を受診する際には、電話であらかじめ学校内で麻しん患者が発生していることあるいは流行していることを伝え、待合室等で他の患者と一緒に待つことのないよう事前に受診の方法を確認してから受診すること。
- ③必要に応じ、個々の児童生徒について、麻しんの罹患歴・予防接種歴に関する情報の提供を改めて求めることがあること。
- ④患者との接触後3日以内であれば、免疫がない場合であっても予防接種により発症を予防できる可能性があること（麻しんに関する基礎知識P21参照）。
- ⑤一般的なマスクの着用及び手洗い・うがいには、麻しんに対する感染予防効果が期待できないこと。
- ⑥患者との接触後6日以内であれば、免疫がない場合であってもガンマグロブリン*の注射により発症を予防できる可能性があること。

*麻しんの予防に用いるガンマグロブリンは、通常筋肉注射で投与され、投与量が多く、痛みも強い。発症を予防できる可能性はあるが、確実なものではない。また、投与後に発症する場合には潜伏期が延長することがあるため、発症するかしないかを一定の期間、観察する必要がある。また、ガンマグロブリンは血液製剤であることに留意する必要がある。以上のことから、ガンマグロブリンはやむをえない場合の使用に留め、できるだけ事前の予防に重点を置く必要がある。